

亀山市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和元年10月29日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41340
- 3 路線名 会下4号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
関町会下字北 会下1265 番29地内	関町会下字北 会下1265 番29地内	49.55	最小	6.00
			最大	12.76

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41341
- 3 路線名 会下5号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
関町会下字北 会下1265 番93地内	関町会下字北 会下1265 番93地内	38.02	最小	6.00
			最大	13.13

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 6
- 3 路線名 徳原 3 7 号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
川崎町字貢 4 6 9 5 番 9 地内	川崎町字貢 4 6 9 5 番 9 地内	5 0 . 9 0	最小	6 . 0 0
			最大	1 3 . 0 5